



大和町

第6期 障がい福祉計画

第2期 障がい児福祉計画

令和3年度～5年度

令和3年3月

大和町



ごあいさつ

大和町では、第四次総合計画において、活力と笑顔に満ちたまちをめざして、「高齢者や障がい児・者が家庭や地域社会の中でともに生き、地域社会を構成する町民がお互い助け合いながら、だれもが安心して生活できるよう、地域福祉の充実を図る。」ことを基本目標としております。

平成30年3月に障がい者基本計画並びに第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を策定し、「だれもが自分らしく生き、共生するまち大和」を基本理念とし、地域の全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し合える地域共生社会の実現を目指すとともに、障がいのある人のニーズに合った支援が提供され、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう取り組んでまいりました。



今般、現行の第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の計画期間が令和2年度末で終了することから、社会情勢の変化や新たなニーズを考慮し、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定いたしました。

新型コロナウイルス感染症が、社会経済活動に大きな影響を及ぼし、障がいのある人の暮らしにも大きな変化をもたらしております。今後も、新たな生活様式の実践など制約のある状況が続くことが予想されますが、本計画は障がいのある人が安心して暮らしていけるよう、地域での障がい福祉に関する取り組みや、障害福祉サービス等の見込み量、そのサービスの確保のための方策について目標設定し、障がいを持つ人へ適切に支援が提供されるよう体制整備を行い、あらゆる人が共生できる社会の実現へ向けて、包括的な体制の整備を継続して進めていくものです。

本計画の推進にあたりましては、町民、関係機関や団体、行政等が協働してお互いの役割を担いながら取り組んでいくことが不可欠でありますので、今後とも皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり貴重なご意見、ご提言、ご尽力をいただきました障害者福祉計画推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

大和町長 浅 野 元

第1章 計画の基本事項	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 本計画の法定根拠	2
(2) 計画の対象者	3
3 計画の期間	3
4 策定体制	4
(1) アンケート調査による障がいのある人の意向把握	4
(2) 地域自立支援協議会による計画の審議	4
(3) 策定委員会による審議	4
第2章 障がい者の動向	5
1 総人口	5
(1) 総人口の推移	5
(2) 年齢構成の推移	5
2 障がい者の人数	6
(1) 障がい者・児数の推移	6
(2) 身体障害者手帳所持者数の推移	8
(3) 療育手帳所持者数の推移	9
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	10
(5) 自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移	10
第3章 障がい福祉計画	11
1 障がい福祉計画について	11
(1) 地域における生活の維持及び継続の推進	11
(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し	11
(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し	11
(4) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標の設定（基本的な考え方）	12
2 第5期計画の進捗について	13
(1) 施設入所者の地域生活への移行	13
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
(3) 地域生活支援拠点等の整備	14
(4) 福祉施設からの一般就労移行	14
3 第6期計画における成果目標の設定	16
(1) 施設入所者の地域生活への移行	16
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	17
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	18
(4) 福祉施設からの一般就労移行	19
(5) 相談支援体制の充実・強化等	20
(6) 発達障がい児者及びその親への支援	20
(7) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築	21
4 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策	22
(1) 訪問系サービス	22
(2) 日中活動系サービス	23
(3) 居住系サービス	30

(4) 相談支援	33
5 地域生活支援事業サービスの見込み量	35
(1) 地域生活支援事業の概要	35
(2) 地域生活支援事業の見込み量の設定と確保方策	36
(3) 実施に関する考え方・見込み量確保のための方策等	37
第4章 障がい児福祉計画	40
1 障がい児福祉計画について	40
(1) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し	40
(2) 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定（基本的な考え方）	40
2 第2期計画における成果目標の設定	41
(1) 児童発達支援センターの設置	41
(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	41
(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	42
(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置	42
3 障害児通所支援等の見込み量及び確保の方策	43
(1) 障害児通所支援	43
(2) 障害児相談支援	46
第5章 本計画の推進に当たって	47
(1) 支援に関する情報の周知と行政職員の資質向上	47
(2) 計画の推進体制の確立	48
(3) 住民や関係団体等との連携（共生社会の形成、「我が事・丸ごと」の地域づくり）	49
(4) 圏域単位での連携・基盤整備	49
(5) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化	50
(6) 感染症流行時の生活支援、サービス提供体制の検討	51
資 料 編	52
資料1 策定経過	52
資料2 大和町障害者福祉計画推進協議会設置要綱	53
資料3 大和町障害者福祉計画推進協議会委員名簿	55
資料4 用語解説	56

第1章 計画の基本事項

1 計画の目的

大和町（以下、「本町」とします。）では、平成30年（2018）3月に障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として「大和町障がい者基本計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、『だれもが自分らしく生き、共生するまち大和』を基本理念として、広範な障がい者福祉事業や自立支援給付、地域生活支援事業等の円滑な実施に向け、各年度におけるサービス量等を見込むとともに、必要なサービスが提供されるよう取り組んできました。

「障がい者施策」は、乳幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象とし、しかもそれぞれの障がいの内容やおかれた状況も多様であるため、障がい福祉施策に対する支援ニーズも多様化しています。同時に、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化の進行が顕著となっており、“親亡き後”の生活への不安が顕在化する等、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。

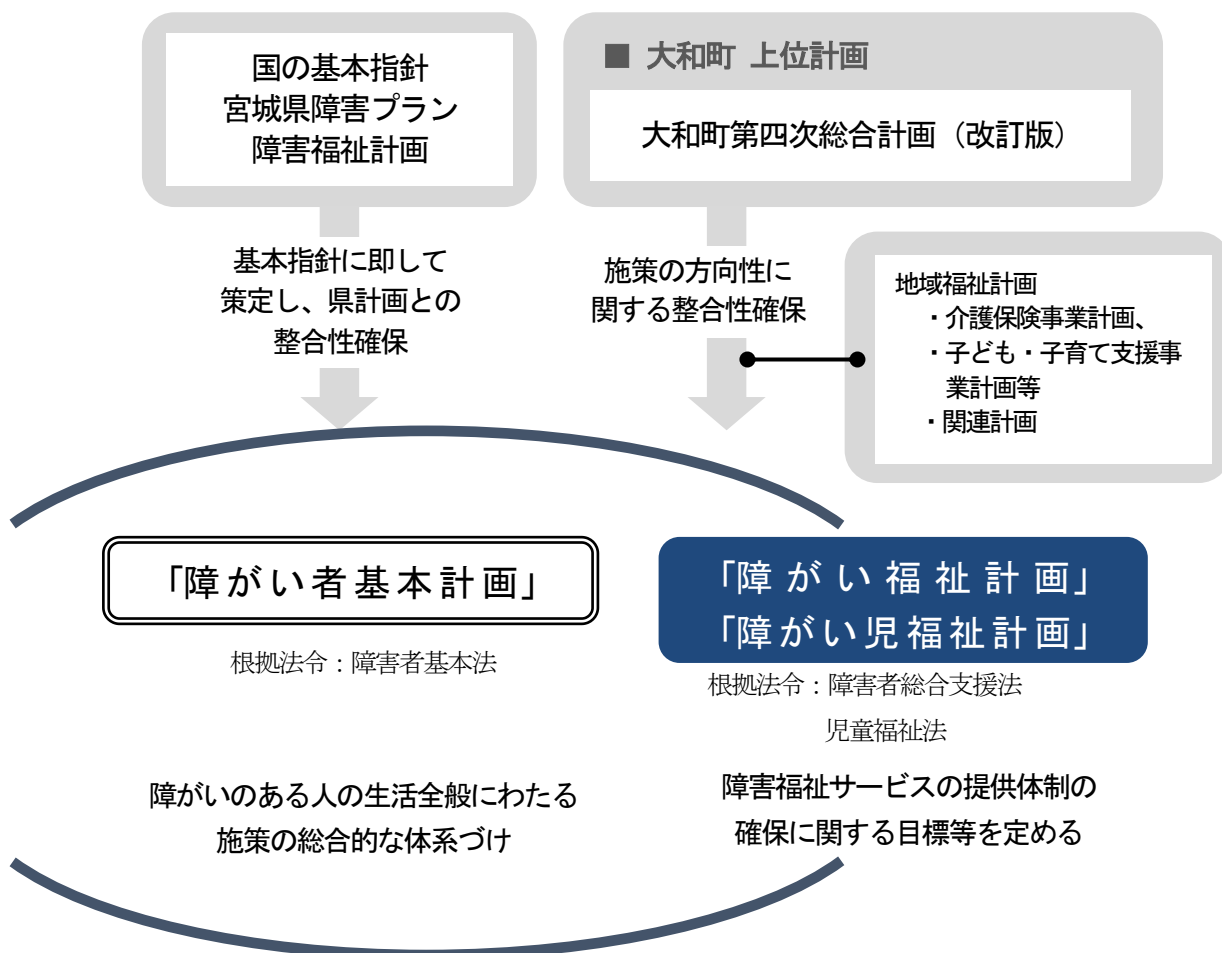
そのため、関連する法制度の改正等を踏まえ、障がいのある人の多様なニーズに対応し、お互いの人権を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

令和2年度（2020）には現行計画のうち「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」の計画期間が終了となることから、国の指針や県の計画を踏まえ、障がいのある人へのサービス提供を主な内容とする、新たな「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」とします。）を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは次のとおりであり、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」から構成されます。

図表 計画の位置づけ



(1) 本計画の法定根拠

各計画の法的根拠は、以下のとおりです。

- 障がい福祉計画（障害者総合支援法 第88条 第1項）
⇒ 主に数値目標と障害福祉サービスなどの見込み量を定めます。
- 障がい児福祉計画（児童福祉法 第33条の20 第1項）
⇒ 主に数値目標と障害児通所支援等の見込み量を定めます。
- その他
⇒ 計画の策定に当たっては、上位計画である「総合計画」、「地域福祉計画」をはじめ、関連する介護保険事業計画、子ども子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等、本町の保健福祉関連計画との整合にも配慮します。

(2) 計画の対象者

本計画は、障害者基本法に定義された身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、難病等のある方を対象とします。

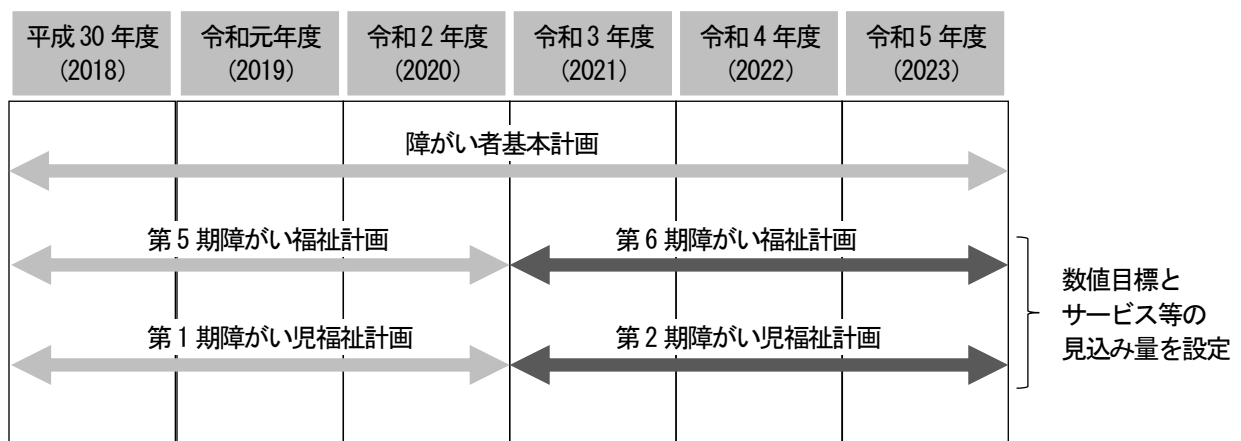
また、障がいの有無に関わらず、共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる住民の理解と協力が必要であることから、全住民を計画の対象とします。

3 計画の期間

「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」は、令和3年度（2021）から5年度（2023）までの3か年間を計画期間として策定します。

なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画の期間



4 策定体制

(1) アンケート調査による障がいのある人の意向把握

本計画策定の基礎資料として、障がいのある人（身体障がい・知的障がい・精神障がい者（児）等）を対象に「病気や障がいのある方への支援・暮らしやすいまちづくりのためのアンケート調査」（以下、「障がい者アンケート」という。）を実施しました。

障がい者アンケートは、町内の障がいのある人1,237名に対し、郵送配布・郵送回収により実施し、557名から回答をいただきました。

(2) 地域自立支援協議会による計画の審議

本計画は、「富谷市・黒川地域自立支援協議会」（以下、「地域自立支援協議会」という。）において、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況を検討し計画へ反映しています。

(3) 策定委員会による審議

本計画の策定は、障がい福祉関係団体代表者、保健、医療、福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成する「大和町障害者福祉計画推進協議会」（以下、「策定委員会」という。）において、審議を行いました。

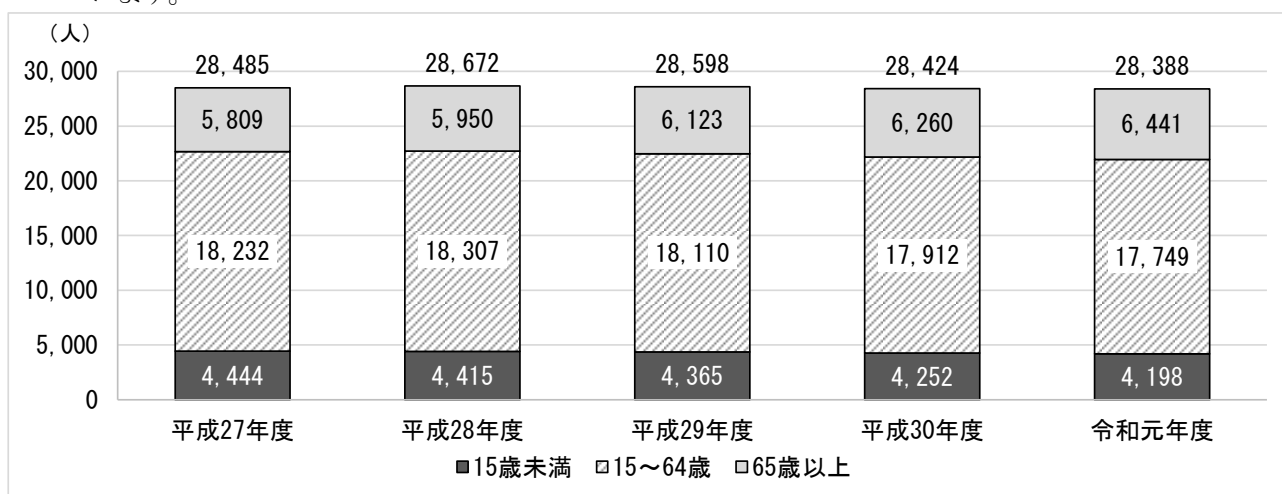
第2章 障がい者の動向

1 総人口

(1) 総人口の推移

総人口は、平成28年度（2016）に28,672人まで増加しましたが、その後は減少に転じ、令和元年度末（2019）には28,388人となっています。

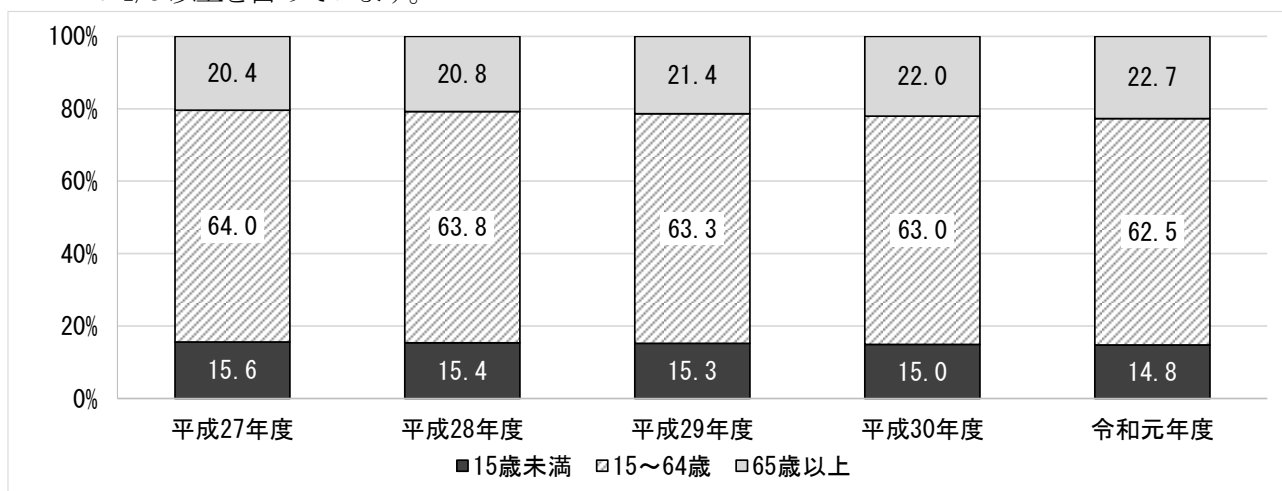
これを年齢層別でみると、15歳未満（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）では、平成28年度（2016）以降減少傾向が続いています。その一方で、65歳以上（高齢者人口）は増加傾向が続いています。



出典：住民基本台帳（各年度3月末）

(2) 年齢構成の推移

年齢構成は、65歳以上の割合が年々上昇し、令和元年度（2019）には22.7%となっており、町民の1/5以上を占めています。



出典：住民基本台帳（各年度3月末）

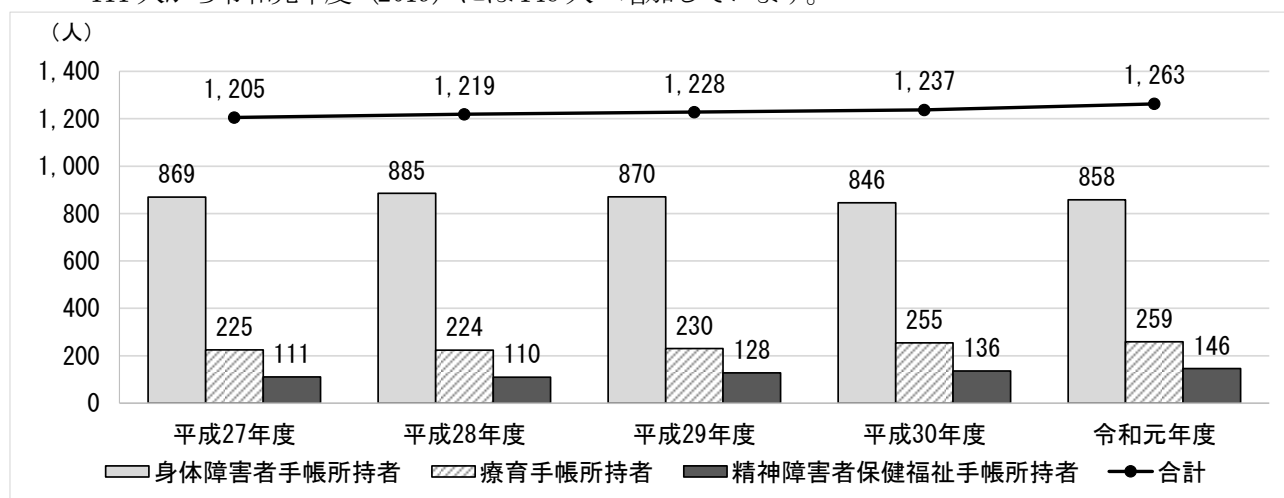
※小数点第2位を四捨五入しているため、割合の合計は100.0%にならない場合があります。

2 障がい者の人数

(1) 障がい者・児数の推移

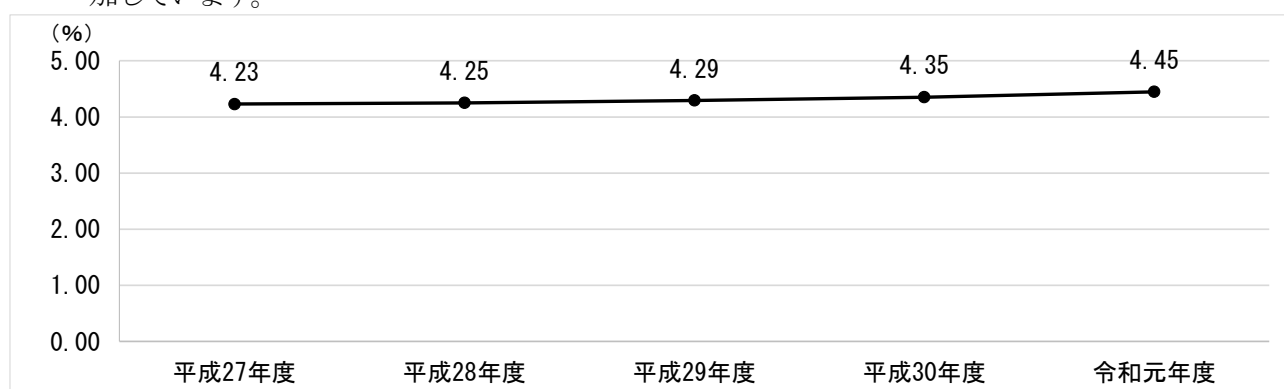
障がい者・児数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数）は、年々増加傾向が続いており、令和元年度（2019）には1,263人となっています。

これを手帳の種別でみると、身体障害者手帳の所持者は平成28年度（2016）から平成30年度（2018）にかけて減少したものの、令和元年度（2019）には増加し858人となっています。また、療育手帳所持者は平成28年度（2016）以降増加が続いており、令和元年度（2019）には259人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者も全体として増加傾向がみられ、平成27年度（2015）の111人から令和元年度（2019）には146人へ増加しています。



出典：町健康支援課（各年度3月末現在）

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数の総人口に占める割合は上昇が続いており、平成27年度（2015）の4.23%から令和元年度（2019）には4.45%まで増加しています。



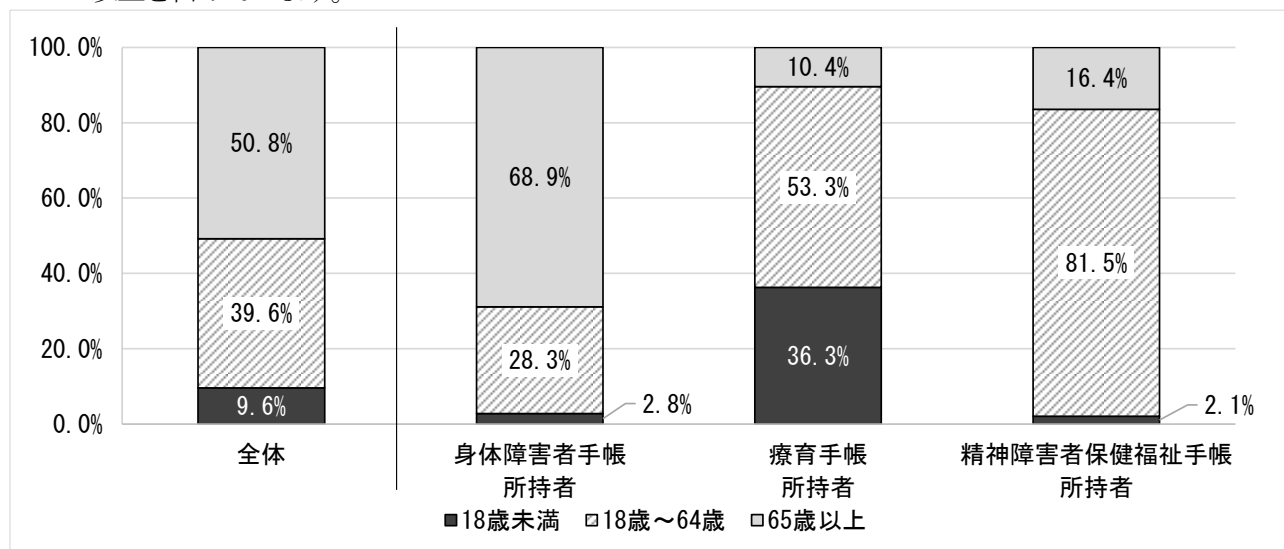
出典：町健康支援課（各年度3月末現在）

令和2年（2020）3月末日現在の各手帳の所持者を、「18歳未満」（障がい児）、「18歳～64歳」（現役世代の障がい者）、「65歳以上」（介護保険サービスの利用が可能な高齢の障がい者）に3区分すると、18歳未満は9.6%、18歳～64歳は39.6%、65歳以上は50.8%となっています。

これを手帳の種別でみると、身体障害者手帳所持者では、65歳以上が68.9%となっており、2/3以上が65歳以上の高齢者となっています。

また、療育手帳所持者は、18歳未満は36.3%と1/3以上を占めていますが、18歳～64歳も53.3%と半数を超えています。

なお、精神障害者保健福祉手帳所持者では、18歳～64歳が81.5%となっており、現役世代が8割以上を占めています。

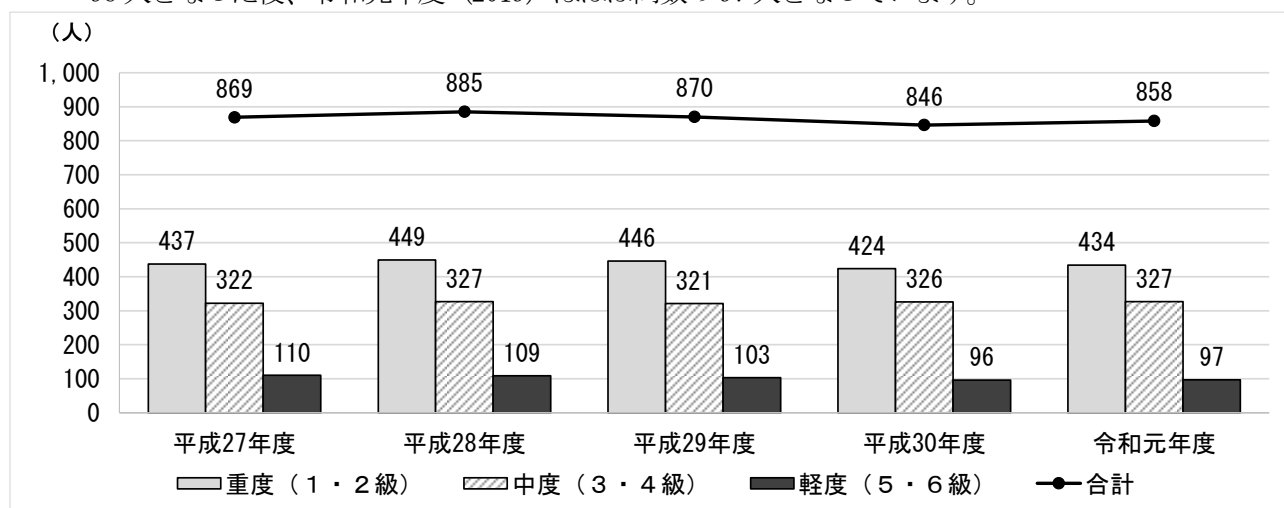


出典：町健康支援課（令和2年3月末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

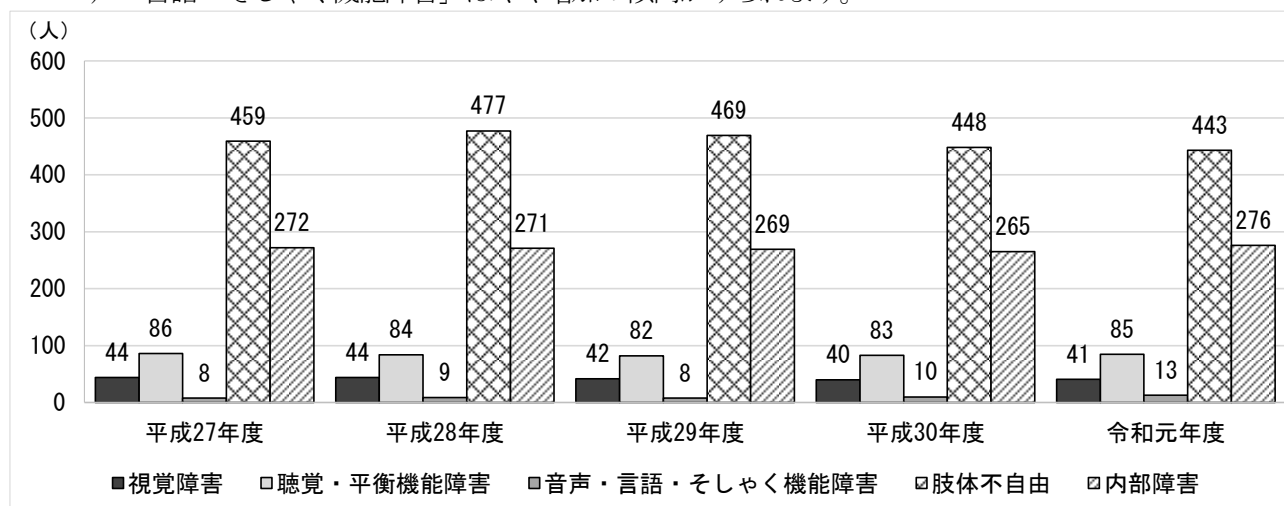
身体障害者手帳の所持者数は、平成28年度（2016）から平成30年度（2018）にかけて減少したものの、令和元年度（2019）には増加し、858人となっています。

これを等級別にみると、「重度（1・2級）」は平成27年度（2015）の437人以降増減を繰り返し、令和元年度（2019）には434人となっています。また、「中度（3・4級）」は平成28年度（2016）から平成29年度（2017）にかけて減少したものの、全体としては横ばいで推移しています。なお、「軽度（5・6級）」は平成27年度（2015）の110人以降、緩やかな減少が続き、平成30年度（2018）に96人となった後、令和元年度（2019）はほぼ同数の97人となっています。



出典：町健康支援課（各年度3月末現在）

また、障害種別にみると、各年において「肢体不自由」が最も多くなっています。しかし、「肢体不自由」は平成28年度（2016）の477人以降減少が続き、令和元年度（2019）には443人となっています。このほか、「視覚障害」はやや減少、「聴覚・平衡機能障害」と「内部障害」は横ばい、「音声・言語・そしゃく機能障害」はやや増加の傾向がみられます。



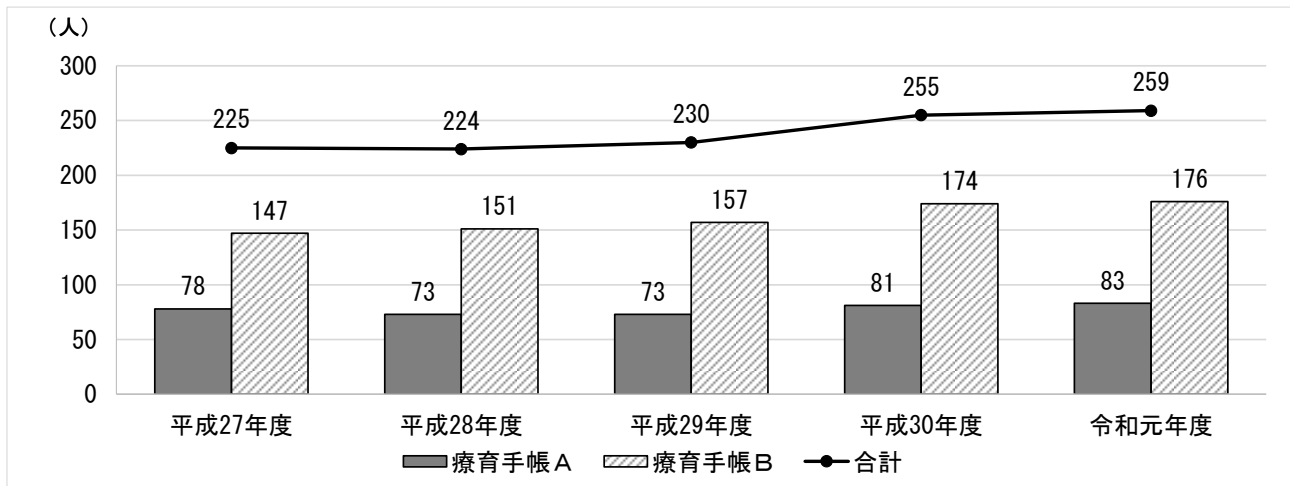
※重複する人数を含む

出典：町健康支援課（各年度3月末現在）

(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、平成28年度（2016）から増加が続いており、令和元年度（2019）には259人となっています。

これを等級別にみると、「療育手帳A」は平成27年度（2015）から平成28年度（2016）にかけて減少したものの、平成30年度（2018）から増加となり、令和元年度（2019）には83名となっています。「療育手帳B」については、平成27年度（2015）以降、増加を続けており、令和元年度（2019）には176名となっています。

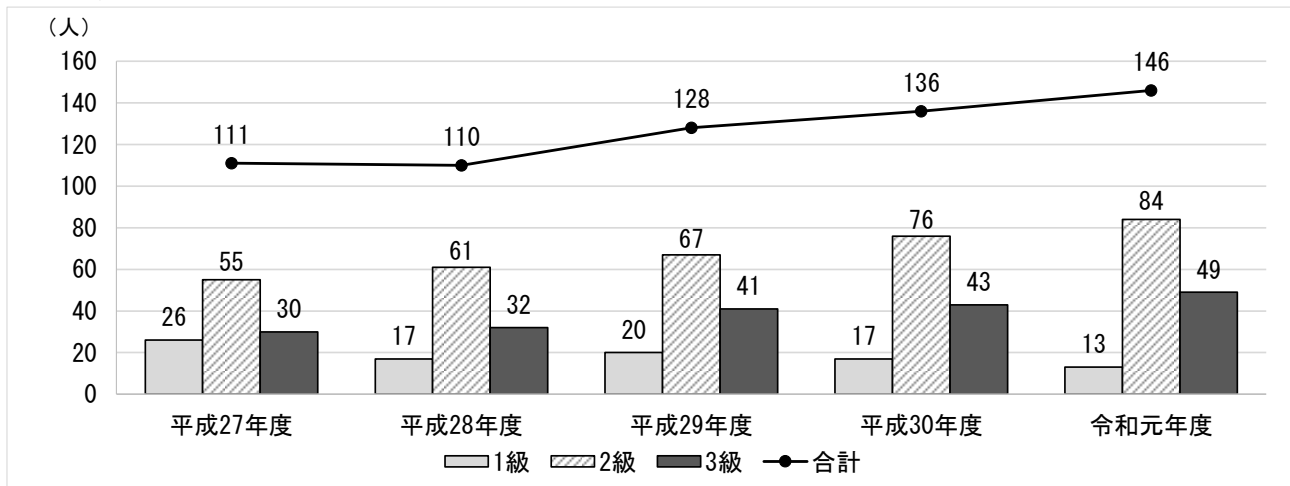


出典：町健康支援課（各年度3月末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 28 年度（2016）以降増加が続いており、令和元年度（2019）には 146 人となっています。

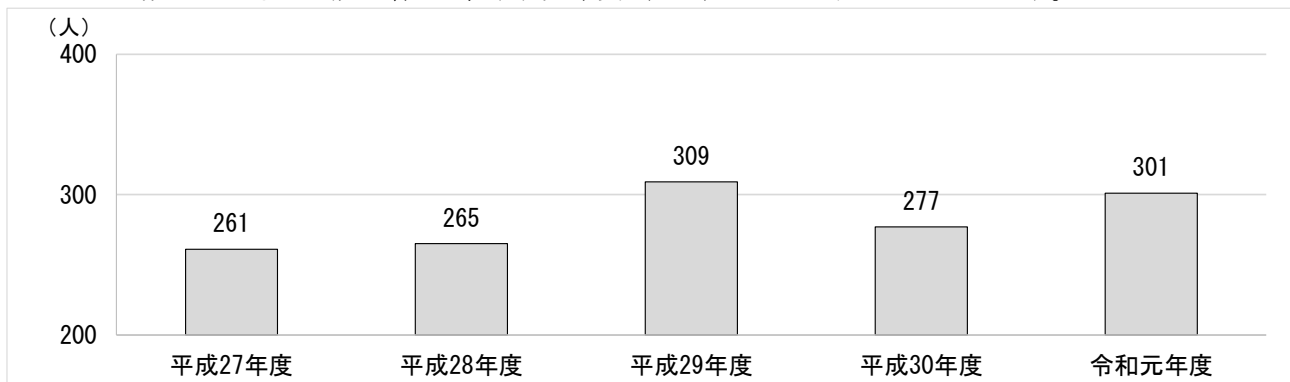
これを等級別にみると、「1 級」は、平成 27 年度（2015）の 26 人から概ね減少傾向であり、令和元年度（2019）には 13 人となっています。また、「2 級」は、平成 27 年度（2015）以降増加が続き、令和元年度（2019）には 84 人となっています。「3 級」についても、平成 27 年度（2015）以降増加が続いており、令和元年度（2019）には 49 人となっています。



出典：町健康支援課（各年度 3 月末現在）

(5) 自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）の認定者数は、平成 29 年度（2017）から平成 30 年度（2018）にかけて減少したものの概ね増加し、令和元年度（2019）には 301 人となっています。



出典：町健康支援課（各年度 3 月末現在）

第3章 障がい福祉計画

1 障がい福祉計画について

障がい福祉計画は、本町の障がいのある人が、生涯を通じて自立した生活を送ることができ、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援等のサービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

令和2年（2020）5月19日に、厚生労働省から出された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、市町村が第6期障がい福祉計画の策定に当たって留意すべき事項は以下のとおりです。

（1）地域における生活の維持及び継続の推進

- ①入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保。
- ②引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。
- ③障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組む。
- ④障がい者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障がい者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備等の推進を図る。

（2）障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

（3）相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

- ①相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能のさらなる強化・充実に向けた検討を行うことが必要。
- ②発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要。

(4) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標の設定（基本的な考え方）

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減。

②地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上確保。その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討。

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の目標値を設定。令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- ・併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を設定。それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上とする。
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用する。
- ・就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
- ・大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取り組みの推進及び高齢障がい者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい。

④相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保。

⑤障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築。

2 第5期計画の進捗について

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行

図表 施設入所者の地域生活への移行（令和2年度末見込み）

項 目	数 値	国の指針による考え方
平成28年度（2016）の 施設入所者数（A）	22人	・平成28年度（2016）末時点の施設入所者数
令和2年度末（2020）の 施設入所者数（B）	【目標値】 25人	・令和2年度（2020）末時点の利用見込み人員
	【実績値】 22人	
【目標値】 削減見込み（A-B）	【目標値】 0人	・平成28年度（2016）末時点の施設入所者数から2%以上削減
	【実績値】 0人	
【目標値】 地域生活移行者数	【目標値】 1人	・平成28年度末の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行
	【実績値】 0人	

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

図表 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（令和2年度末見込み）

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置	【目標値】 1か所	・住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、令和2年度末（2020）までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定
	【実績値】 富谷市・黒川圏域 で1か所設置	

② 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

図表 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（令和2年度末見込み）

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 令和2年度末（2020） 時点の地域移行に伴う 基盤整備量（利用者数）	【目標値】 5人	・平成26年（2014）の精神病床の入院者数を基に県で設定した本町の人数
	(65歳以上3人 65歳未満2人)	
	【実績値】 0人	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

図表 地域生活支援拠点等の整備（令和2年度末見込み）

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の 整備	【目標値】 1 か所	・ 令和2年度（2020）末までに、各市町村または各 圏域に少なくとも1つ整備
	【実績値】 富谷市・黒川圏域 で1 か所設置	

(4) 福祉施設からの一般就労移行

① 一般就労への移行

図表 一般就労への移行

項 目	数 値	国の指針による考え方
平成28年度（2016）の 一般就労移行者数	0 人	・ 平成28年度（2016）に一般就労した者の数
【目標値】 令和2年度末（2020）の 一般就労移行者数	【目標値】 2 人	・ 令和2年度（2020）末までに平成28年度 （2016）実績の1.5倍以上
	【実績値】 5 人	

② 就労移行支援事業の利用者数

図表 就労移行支援事業の利用者数

項 目	数 値	国の指針による考え方
平成28年度末（2016）の 就労移行支援事業の利用者数	2 人	・ 平成28年度（2016）末において就労移行支援事業 所を利用した者の数
【目標値】 令和2年度末（2020）の 就労移行支援事業の利用者数	【目標値】 3 人	・ 令和2年度（2020）末における利用者数（サービス 等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間（暫定支 給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認の うえ、就労移行支援の利用が適していると判断された 者）が、平成28年度（2016）末における利用者数の 2割以上増加
	【実績値】 5 人	

③ 就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所

図表 就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所

項 目	数 値	国の指針による考え方
平成28年度末（2016）の 就労移行率が3割以上である就 労移行支援事業所の割合	0.0%	・ 平成28年度末（2016）において就労移行率が3 割以上である就労移行支援事業所
【目標値】 令和2年度末（2020）の 就労移行率が3割以上である就 労移行支援事業所の割合	【目標値】 50.0%	・ 令和2年度末（2020）までに全体の5割以上と すること
	【実績値】 0.0%	

④ 各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

図表 各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

項 目	数 値	国の指針による考え方
平成29年度(2017)の 支援開始1年後の職場定着率	—%	・実績(見込み)
【目標値】 令和元年度(2019)の 支援開始1年後の職場定着率	【目標値】 80.0%	・各年度における就労定着支援による支援開始 1年後の職場定着率を80%とすることを基本 ※平成30年度(2018)は事業実施の初年度のため、 目標値を設定しない
	【実績値】 0.0%	
【目標値】 令和2年度(2020)の 支援開始1年後の職場定着率	【目標値】 80.0%	
	【実績値】 100%	

3 第6期計画における成果目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本町では、障がいのある人、介護者の高齢化の進行もあり、国の基本指針に基づく地域生活への移行を促進することは、今後困難が予想されます。

国の基本指針に基づき、地域生活移行者数の目標値を設定することとなっていますが、施設に入所されている方の多くが現在の社会資源等の状況では地域での生活が難しいため、地域移行者数の目標数は1人とします。今後、富谷市・黒川圏域市町村や相談支援事業所、サービス提供事業所と連携し、地域生活への移行を推進できる環境づくりについて検討していきます。

図表 施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	国の指針による考え方
令和元年度（2019）末の 施設入所者数（A）	22 人	・ 令和元年度（2019）末時点の施設入所者数
令和5年度（2023）末の 施設入所者数（B）	21 人	・ 令和5年度（2023）末時点の利用見込み人員
【目標値】 削減見込み（A-B）	1 人	・ 令和元年度（2019）末の施設入所者数から1.6%以上削減
【目標値】 地域生活移行者数	1 人	・ 令和元年度（2019）末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

国が「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指す新たな政策理念を設定したことを踏まえ、国の指針により保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を進めることとなっており、令和2年度に富谷市・黒川地域自立支援協議会において精神包括ケアシステム協議会準備プロジェクトを設置し、システムの構築に向けて準備を行っています。

システムの構築においては相談支援事業所の役割が極めて重要であることから、まずは富谷市・黒川地域においてこのシステムに対応できる相談支援体制を整備することが必要であり、大きな課題となっています。今後も関係機関と協力しながらシステムの構築に向けて検討を進めていきます。

図表 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 協議の場の開催回数	2 回	・住民に最も身近な基底的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、令和2年度末（2020）までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定
【目標値】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	10 人	
【目標値】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2 回	

② 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

長期入院精神障害者の一定数は、居住の場を含めた障害福祉サービスの充実を進めることにより地域生活への移行が可能であると考えられます。

計画期間においては、施設入所者、入院中の精神障害者の状況を勘案しながら、次のとおり精神障害者による各サービスの利用を見込みます。

図表 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 精神障害者の 地域移行支援利用者数	1 人	・現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
【目標値】 精神障害者の 地域定着支援利用者数	2 人	
【目標値】 精神障害者の共同 生活援助利用者数	13 人	
【目標値】 精神障害者の 自立生活援助利用者数	1 人	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援に求められる①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的な人材の確保・養成、⑤地域の体制といった5つの機能への対応が求められています。

本町を含む富谷市・黒川地域自立支援協議会では、整備検討プロジェクト委員会において協議を進め、地域生活支援拠点の機能のひとつである「緊急時の受け入れ・対応」として、平成31年(2019)4月より、緊急時支援体制整備事業を実施しております。

今後、事業のさらなる推進と、拠点としての機能の充実を図るため、富谷市・黒川地域自立支援協議会にて年2回以上の検証・検討を行うものとします。

図表 地域生活支援拠点等の整備、運用状況の検証・検討

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	富谷市・黒川圏域 で設置済み	・令和5年度(2023)末までに、各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、その機能の充実のために年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする
【目標値】 運用状況の検証・検討	年2回以上	

(4) 福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行に当たっては、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努め、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、企業等へ働きかけ、一般就労や雇用支援策の理解促進に努めます。

また、障がいの多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、サービス提供事業所等とともに、就労移行支援事業等の利用を促進し、本町の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めます。

① 一般就労への移行

図表 一般就労への移行

項 目	数 値	国の指針による考え方
令和元年度（2019）の 一般就労移行者数	3 人	・ 令和元年度（2019）に一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度（2023）末の 一般就労移行者数	5 人	・ 令和5年度（2023）末までに令和元年度（2019）実績の1.27倍以上
【目標値】 令和5年度（2023）末の 就労移行支援事業における一般 就労への移行者数	4 人	・ 令和5年度（2023）末までに令和元年度（2019）の移行実績の1.3倍以上
【目標値】 令和5年度（2023）末の 就労継続支援事業における一般 就労への移行者数	A型 1人	・ 令和5年度（2023）末までに令和元年度（2019）の移行実績の1.26倍以上
	B型 0人	・ 令和5年度（2023）末までに令和元年度（2019）の移行実績の1.23倍以上

② 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

図表 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項 目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 令和5年度（2023）末の 就労定着支援事業利用者数	4 人	・ 令和5年度（2023）末において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の7割以上
【目標値】 令和5年度（2023）末の 就労定着率8割以上の 事業所数	0 人	・ 令和5年度（2023）末までに全体の7割以上とすること

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針に基づき、相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、富谷市・黒川圏域で地域の相談支援体制のさらなる充実・強化に向け協議・検討していきます。

項 目	数 値	国の基本指針による考え方
【目標値】 総合的・専門的な 相談支援の実施	富谷市・黒川圏域 で実施済み	・令和5年度（2023）末までに、各市町村または各圏域において、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする
【目標値】 専門的な指導・助言件数	12 件	
【目標値】 人材育成の支援件数	12 件	
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12 回	

(6) 発達障がい児者及びその親への支援

国の指針により、発達障がい児者やその親への支援として、ペアレントトレーニング等の受講者数やペアレントメンターの人数等について目標を設定することとなっております。

当町では現在、公認心理師や保健師が幼稚園や保育所を巡回し、保育施設等の職員や親へ専門的な助言・指導、情報提供を行う、「巡回支援専門員整備事業」を実施し、障がいの早期発見を図るとともに、必要な支援につながるよう取り組んでいます。

また、親子ふれあい教室や乳幼児健診、役場窓口や家庭訪問での個別対応で親への助言・指導を行う機会を設けています。

ペアレントトレーニング等の新たな取り組みについては、今後のニーズや地域の状況を見ながら、必要に応じて実施を検討することとします。

項 目	数 値	国の基本指針による考え方
【目標値】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	-	・令和5年度（2023）末までの発達障がい児者や親への支援に関する取り組みについて、地域の実情に合わせ目標を設定することが望ましい。
【目標値】 ペアレントメンターの人数	-	
【目標値】 ピアサポートの活動への参加人数	-	

(7) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

障害者総合支援法の具体的内容を理解し、本町の障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくことにより、障害福祉サービス等の質の向上のための体制を構築します。

また、利用者が真に必要とするサービス等を提供していくため、令和5年度末（2023）までに、障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

項 目	数 値	国の基本指針による考え方
【目標値】 サービスの質の向上を図るための体制	有	令和5年度（2023）末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築
【目標値】 障害福祉サービス等にかかる各種研修その他の研修への町職員の参加人数	3人	
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有	
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	12回	

4 障害福祉サービスの見込み量及び確保の方策

本町では、令和5年度（2023）の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

(1) 訪問系サービス

[サービス概要]

事業名	内 容
居 宅 介 護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同 行 援 護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行 動 援 護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方の中でも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

[第5期の利用状況]

- 利用人数、利用時間ともに増加し、1人当たりの平均利用時間も増加しています。
- 例年、増加傾向が続いており、特に令和2年度の増加分が大きくなっていますが、今後は例年並みの増加傾向が続くと見込まれます。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護 同 行 援 護 行 動 援 護 重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	25	26	31	32	33	34
	第5期計画値		25	28	30			
	実績・見込み	利用時間数 (時間分/月)	764	1,028	1,521	1,562	1,610	1,659
	第5期計画値		808	893	950			
平均利用時間 実績 (時間/人)			30.9	40.1	48.8	48.8	48.8	48.8

[第6期見込み量の設定]

- 利用人数については、第5期の推移を踏まえ、各年度1人増を見込みます。
- 利用時間数については、1人当たりの平均利用時間を48.8時間/人と想定します。

〔見込み量確保の方策〕

- 引き続きサービス提供事業所での供給状況を確認し、見込み量を確保します。
- 訪問系サービスは在宅での自立した生活を支えるための重要なサービスであり、サービス提供に当たっては多様なニーズが想定されます。そのため、相談支援事業所やサービス提供事業所等との連携を強め、スムーズにサービスが利用できるよう体制を整備し、適切なサービスの利用促進を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

〔サービス概要〕

事業名	内 容
生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

〔第5期の利用状況〕

- 利用人数、利用日数ともに減少しており、計画値を下回る推移となっています。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
生 活 介 護	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	55	52	54	54	54	54
	第5期計画値		59	62	65			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	1,099	1,060	1,083	1,091	1,091	1,091
	第5期計画値		1,217	1,273	1,333			
平均利用日数（日/人）			20.1	20.2	19.9	20.2	20.2	20.2

〔第6期見込み量の設定〕

- 利用人数については、障がい者数の推移より、本計画期間内は横ばいでの推移を見込みます。
- 利用日数については、1人当たりの平均利用日数(20.2日/人)を乗じて算定します。

〔見込み量確保の方策〕

- 計画期間の見込み量を確保できるよう、富谷市・黒川圏域をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービスを確保します。
- 今後も日中活動の場の確保と充実を図るために、サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう体制の整備と充実を図ります。
- 通所を行うサービスの利用において、その通所手段の確保は重要な要素となります。多くの事業所が送迎対応を行っておりますが、利用者や事業所の状況によっては送迎が難しい場合も想定されます。各事業所と協力しながら、利用者の状況に合わせた通所手段の検討、送迎対応の調整を図り、安心してサービスが利用できるよう取り組みます。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
自立訓練 （機能訓練）	身体障がいのある人または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

〔 第5期の利用状況 〕

（機能訓練）

- 計画期間での利用はみられない状況です。

（生活訓練）

- 利用人数、利用日数ともに減少しており、計画値を下回る推移となっています。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
自 立 訓 練 （ 機 能 訓 練 ）	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	第5期計画値		0	0	0			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0
	第5期計画値		0	0	0			
平均利用日数（日/人）			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自 立 訓 練 （ 生 活 訓 練 ）	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	6	5	3	2	2	2
	第5期計画値		5	5	5			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	129	121	81	48	48	48
	第5期計画値		130	130	130			
平均利用日数（日/人）			22.8	23.4	23.9	23.9	23.9	23.9

〔 第6期見込み量の設定 〕

（機能訓練）

- 第5期における利用者はみられないため、第6期についても利用を見込んでいませんが、新たな利用希望者等が生じた場合に備え、提供基盤の確保に努めることとします。

（生活訓練）

- 減少傾向が続いていることから、令和2年度（2020）の実績を基に、利用者数は2人、1人当たり見込み利用日数は令和2年度（2020）と同じ23.9日/人を見込みます。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 計画期間の見込み量を確保できるよう、富谷市・黒川圏域をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービス提供基盤を確保します。
- 仙台圏域等の市町村及びサービス提供事業所と連携を図り、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする方の把握に努めます。

③ 就労移行支援

〔 サービス概要 〕

事 業 名	内 容
就 労 移 行 支 援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

〔 第 5 期の利用状況 〕

- 利用人数、利用日数ともに増加しており、計画値を上回る推移となっています。
令和元年度（2019）から令和 2 年度（2020）にかけて減少しましたが、支給決定を受けている方の人数は増加傾向であり、今後は利用の増加が見込まれます。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
就 労 移 行 支 援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	6	9	7	9	9	9
	第 5 期計画値		3	3	3			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	99	138	100	138	138	138
	第 5 期計画値		60	65	65			
平均利用日数（日/人）			16.0	15.8	14.5	15.8	15.8	15.8

〔 第 6 期見込み量の設定 〕

- 利用人数については、令和元年度（2019）の利用状況が計画期間においても継続することを見込み、各年度 9 人と見込みます。
- 利用日数については、1 人当たりの平均利用日数は令和元年度（2019）と同じ 15.8 日/人を見込みます。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 計画期間の見込み量を確保できるよう、富谷市・黒川圏域をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービス提供基盤を確保します。
- 一般就労への移行につながるよう、関係機関や相談支援事業所等と連携して利用が見込まれる対象の把握に努めます。

④ 就労継続支援（A型・B型）

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
就 労 継 続 支 援 (A 型)	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就 労 継 続 支 援 (B 型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

〔 第 5 期の利用状況 〕

- 就労継続支援（A型）は、利用人数は横ばいの傾向ですが、令和2年度（2020）に利用日数は増加しました。しかし計画値を下回る推移となっています。
- 就労継続支援（B型）は令和元年度に、利用人数、利用日数とも減少しましたが、令和2年度（2020）はともに増加しております。しかし計画値を下回る推移となっています。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
就 労 継 続 支 援 (A 型)	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	2	2	3	3	3	3
	第5期計画値		6	6	7			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	38	24	55	55	55	55
	第5期計画値		137	137	159			
平均利用日数（日/人）			18.3	13.4	16.5	16.5	16.5	16.5
就 労 継 続 支 援 (B 型)	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	41	39	44	44	44	44
	第5期計画値		45	48	51			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	780	744	838	838	838	838
	第5期計画値		849	903	961			
平均利用日数（日/人）			19.2	18.9	19.0	19.0	19.0	19.0

〔 第 6 期見込み量の設定 〕

（就労継続支援 A 型）

- 富谷市・黒川圏域内に A 型の事業所が少ないこともあり、大幅な増加は見込まれませんが、令和2年度（2020）と同じ状況が続くと見込み、利用者数は3人、1人当たり見込み利用日数は16.5日/人を見込みます。

（就労継続支援 B 型）

- 今後も継続して一定の水準での利用が見込まれます。令和2年度（2020）と同じ状況が続くと想定し、利用人数を44人、1人当たり見込み利用日数は19.0日/人を見込みます。

〔見込み量確保の方策〕

- 就労継続支援A型事業所については、富谷市・黒川圏域でも不足している状況が続いています。今後、圏域市町村や相談支援事業所等と連携し、事業所の確保や、圏域外の事業所利用をスムーズに行えるよう努めます。
- 障がい特性の多様化、利用者の高齢化に伴い、就労に対するニーズも多様化することが見込まれます。そのため、多様な働き方につながるよう知識及び能力の向上、必要な訓練機会の充実に努めます。

⑤ 就労定着支援

〔サービス概要〕

事業名	内 容
就 労 定 着 支 援	一般就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

〔第5期の利用状況〕

- 令和元年度（2019）から利用がみられ、月平均で1人の利用となっていました。令和2年度（2020）に申請者が増え、今後利用量の増加が見込まれています。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
就 労 定 着 支 援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	1	2	2	3	4
	第5期計画値		0	1	1			

〔第6期見込み量の設定〕

- 平成30年度（2018）からの新たなサービスであり、一般就労へ移行した方が職場に定着できるよう支援を行っていきます。令和5年度までに4人の利用を目標とし、毎年度概ね1人の増加を見込みます。

〔見込み量確保の方策〕

- サービス提供事業所と連携し、本人のサービスの利用状況や、一般就労へ移行する方の状況を把握し、本人のニーズや適性に合うよう、適切なサービス調整を図るとともに、富谷市・黒川圏域市町村や相談支援事業所等とも積極的に情報共有を行い、必要な提供基盤の確保に努めます。

⑥ 療養介護

[サービス概要]

事業名	内 容
療 養 介 護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。 また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。

[第5期の利用状況]

- 利用人数は、毎年3人で推移しておりましたが、令和2年度（2020）内で利用者が2人となりました。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
療 養 介 護	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	3	3	2	2	2	2
	第5期計画値		3	3	3			

[第6期見込み量の設定]

- 令和2年度（2020）の利用状況が計画期間においても継続することを見込み、各年度2人と見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 計画期間の見込み量を確保できるよう、引き続き広域との調整を図ります。
- 療養介護については、18歳以上の重症心身障害児入所者が対象者となることや利用者の高齢化に伴い、今後常時介護を必要とする方が増える可能性があるため、引き続き見込み量の把握に努めます。

⑦ 短期入所

[サービス概要]

事業名	内 容
短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

[第5期の利用状況]

- 福祉型は、平成30年度（2018）から令和元年度（2019）にかけて5人増加し、計画値を上回る増加となっています。令和2年度（2020）には人数が減少となりましたが、利用日数は増加しております。
- 医療型は、各年度の使用者数は1人、利用日数は3日または2日で推移し、計画値を下回っています。

項 目		単 位	第 5 期			第 6 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
短 期 入 所 (福祉型)	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	20	25	22	25	28	31
	第5期計画値		18	20	23			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	115	110	121	138	154	171
	第5期計画値		70	79	89			
平均利用日数（日/人）			5.8	4.4	5.5	5.5	5.5	5.5
短 期 入 所 (医療型)	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	1	1	1	2	2	2
	第5期計画値		3	3	3			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	3	3	2	4	4	4
	第5期計画値		6	6	6			
平均利用日数（日/人）			3.0	3.0	2.0	2.0	2.0	2.0

[第6期見込み量の設定]

- 利用人数については、第5期の推移及び現在の利用状況を踏まえ、福祉型は各年度3人増と見込みます。医療型はこれまでの利用実績を考慮し、各年度2人の利用を見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 短期入所については、緊急時の対応や介護者が休養をとる際のレスパイトとしての機能も有していることから、計画期間の見込み量を確保できる提供基盤の整備に向けて、富谷市・黒川圏域市町村をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービスの確保を図ります。
- 通所を行うサービスにおいては、事業所による送迎の他、ご家族が送迎を行っている方も多くみられます。利用者の状況によっては、事業所が対応できない場合や、ご家族の高齢化等により送迎が難しくなるなど、通所がしづらくなる状況も想定されます。利用者の方が安心して通所し、サービスが利用できるよう、サービス提供事業所や相談事業所等の関係機関と協力し、通所手段が確保されるよう取り組みます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助

[サービス概要]

事業名	内 容
共同生活援助	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

[第5期の利用状況]

○ 利用人数は年々増加し、令和2年度（2020）に計画値を上回る推移となっています。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
共同生活援助	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	31	32	35	36	37	38
	第5期計画値		34	34	34			

[第6期見込み量の設定]

○ 利用人数については、第5期の推移を踏まえ、各年度1人増加することを見込みます。

[見込み量確保の方策]

○ 住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要な取り組みであり、在宅・日中活動サービスの充実とともに、グループホームの体験利用の活用等も実施しながら、総合的に取り組みます。

② 施設入所支援

[サービス概要]

事業名	内 容
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動と合わせて、夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

[第5期の利用状況]

- 利用人数は22人または23人で推移しており、計画値を下回っています。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
施設入所支援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	23	22	22	22	22	21
	第5期計画値		25	25	25			

[第6期見込み量の設定]

- 利用人数については、今後も概ね同じ状況が続くと見込まれますが、国の基本指針に基づく施設入所者の削減及び地域生活移行者数の目標値に合わせ、令和5年度（2023）時点で21人の利用を見込みます。

[見込み量確保の方策]

- 入所者及び家族の高齢化など、国の指針に基づく削減に向けて、引き続き入所者の意向に配慮しつつ、地域への移行を推進します。
- グループホームでの対応が困難な方など、真に施設を必要とする方に対し、適切なサービスが提供されるようサービス提供事業所と連携を図ります。

③ 自立生活援助

[サービス概要]

事業名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

[第5期の利用状況]

○第5期の計画期間内に利用者はみられませんでした。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
自立生活援助	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	0	0	1	1	1
	第5期計画値		0	1	1			

[第6期見込み量の設定]

○ 第5期の利用実績はないものの、計画期間内の利用者数を1人見込みます。

[見込み量確保の方策]

○ 対象となる利用者の心身の状態に合わせて適切なサービスが提供されるよう、広域との調整を図ります。

(4) 相談支援

[サービス概要]

事業名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての人及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等、単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

[第5期の利用状況]

- 計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する際の計画相談支援体制の整備として、指定特定相談事業所として町が指定する事業所数が3か所、基本相談支援事業所も、2か所設置されており、障がいのある人の相談体制を整えています。
- 障害福祉サービス等の利用計画の作成状況は、セルフプランを含め100%であり、障害者相談支援専門員が地域の障がい者の意向に基づく地域生活を実現するために、相談、必要なサービスを総合的かつ適切な利用方法を調整するとともに、障がいのある人（子ども）への対応ができるような体制を確保し、維持することが重要です。
- 地域移行支援については、富谷市・黒川圏域には、サービスを提供できる事業所がない状況にあるため、制度内容等の理解促進を目的とした研修会を開催するなど、提供基盤の整備に努めています。

項 目		単 位	第5期			第6期		
			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	実績・見込み	利用人数 (実人/年)	138	150	160	165	170	175
	第5期計画値		156	159	162			
地域移行支援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	0	0	1	1	1
	第5期計画値		1	1	2			
地域定着支援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	1	3	4	5	6
	第5期計画値		1	1	2			

〔 第 6 期見込み量の設定 〕

- 計画相談支援利用人数については、各年度の計画相談の支給決定者数を見込み値として設定します。これまで増加傾向が続いており、今後も増加する見込みとなっていますが、計画相談支援事業の取り扱いや報酬の改定、今後のセルフプラン対応も考慮し、各年度 5 人ほどの増加を見込みます。
- 地域移行支援は第 5 期における利用はありませんが、富谷市・黒川圏域内での整備見込み等を踏まえ、各年度 1 人を見込みます。
- 地域定着支援については、令和元年度（2019）の実績を基に、各年度 1 人の増加を見込みます。令和元年度（2019）より富谷市・黒川圏域市町村で緊急時支援体制整備事業を開始しました。当事業は主たる介護者が不在となった場合に、事前登録している障がい者の方を緊急的に事業所で受け入れるというものであり、地域定着支援も併せて利用していただくことになっております。今後の当事業の推進に伴い、地域定着支援の利用も増加することを見込んでいます。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 計画相談支援については、年々増加傾向にある相談業務に圏域内の相談支援事業所のみでは対応しきれなくなっており、新たにサービス利用を必要とする方へのスムーズな介入が困難な状況となっています。今後はセルフプランによる対応も検討し、計画相談の枠を確保することで、計画相談の必要性が高い方が利用できるよう環境整備に努めます。また、セルフプランによるデメリット（相談支援体制の希薄化）を補うための仕組みが必要になることから、基本相談支援の活用も視野に入れ、相談支援事業所との連携強化に努めます。
- 地域移行支援については、現在のところ実績はありませんが、富谷市・黒川圏域内の市町村及び相談支援事業所、サービス提供事業所と連携を図り、支援を必要とする方の把握に努めつつ、サービス提供基盤を確保できるよう検討していきます。
- 地域定着支援については、緊急時支援体制整備事業の推進に合わせ、継続して富谷市・黒川圏域市町村やサービス提供事業所との連携を密にし、支援を必要としている方が利用できる環境を整備していきます。

5 地域生活支援事業サービスの見込み量

(1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえ、引き続きニーズの拡大や提供体制の整備状況に応じて、事業実施を検討します。

図表 主な地域生活支援事業

種別	事業名	内容
必須事業	理解促進・研修啓発事業	障がいのある人等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行う事業です。
	自発的活動支援事業	障がい福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等を行う団体に対し、補助金等支援を行います。
	相談支援事業	○障害者相談支援事業 障がいのある人等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。
		○市町村相談支援機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。
		○住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備に向け、事業の実施方法について、検討する事業です。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業など、意思疎通を図ることに支障がある人等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与する事業です。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人への理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話をを行うために必要な手話表現技術等の習得を目指す事業です。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
	地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与する事業です。

種別	事業名	内 容
任意事業	訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人（子ども）を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人等の日中における活動の場を提供する事業です。
	地域移行のための安心生活支援	障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する事業です。 ア 居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊） 緊急一時的な宿泊や地域でのひとり暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保。 イ コーディネート事業 地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置。
	巡回支援専門員整備事業	巡回支援専門員（公認心理師等）が町内の幼稚園・保育所等を巡回し、保育施設等の職員や親に対し、子どもへの関わり方等について専門的な助言や情報提供を行い、「障がい気が気になる段階」から支援を行う体制を整備するものです。
	自動車運転免許取得・改造助成（交）	自動車の改造費用の一部、自動車運転免許の取得費用の一部を交付する事業です。

(2) 地域生活支援事業の見込み量の設定と確保方策

第6期計画期間における地域生活支援事業の見込み量は、次のとおりです。

図表 第6期計画の地域生活支援事業の見込み量一覧

項 目	単位	第5期			第6期		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
① 理解促進研修・啓発事業	回	1	1	0	1	1	1
② 自発的活動支援事業	か所	2	1	0	2	2	2
③ 相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
④ 成年後見制度利用支援事業							
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	0	1	1	1
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑥ 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	人	8	7	7	7	7	7
	回数	53	39	39	39	39	39

項 目	単位	第5期			第6期		
		平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
⑦ 日常生活用具給付等事業							
日常生活用具給付等事業（計）	件	477	535	539	539	539	539
介護訓練支援用具	件	2	5	5	5	5	5
自立生活支援用具	件	5	5	5	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	4	5	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	1	3	3	3	3	3
排泄管理支援用具	件	464	516	520	520	520	520
住宅改修費	件	1	1	1	1	1	1
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
⑨ 移動支援事業							
移動支援事業	人	7	13	15	17	18	20
	時間	134	352	406	460	487	542
⑩ 地域活動支援センター							
地域活動支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
	人	17	19	19	20	20	20
⑪ 訪問入浴サービス事業							
訪問入浴サービス事業	人	3	4	3	3	3	3
	回数	81	120	241	250	250	250
⑫ 日中一時支援事業							
日中一時支援事業	人	11	12	8	10	12	14
	回数	57	104	111	118	126	133
⑬ 地域移行のための安心生活支援	実施	－	実施	実施	実施	実施	実施
⑭ 巡回支援専門員整備事業	実施	－	実施	実施	実施	実施	実施
⑮ 自動車運転免許取得費・改造費助成（交）	件数	3	4	1	4	4	4

(3) 実施に関する考え方・見込み量確保のための方策等

① 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

共生社会の実現を図り、住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるため、研修会等を開催します。

② 自発的活動支援事業（必須事業）

障がい福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等を行う団体に対し、補助金等支援を行います。

③ 相談支援事業（必須事業）

大和町社会福祉協議会・宮城県社会福祉協議会に委託し、事業を実施します。

また、身近な困りごとをはじめ、様々な相談に対応する総合窓口としてどこでも同じように相談支援が行えるよう困難ケースの相談、指導助言等について支援を図るとともに、地域自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決へ向けた検討を図るなど、相談支援と地域自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努め、相談支援の質の向上に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、知的障がいのある人や精神障がいのある人のうち判断能力が十分でない人について、適切にサービスの利用契約の締結等が行われるよう、制度の利用を支援することで、個人の尊厳や権利擁護に努めます。

あわせて、関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、日常生活自立支援事業等の活用等を含めた支援体制を整えます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

現時点での利用実績はありませんが、成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保することを目標として、今後の支援体制の整備について、検討を続けます。

⑥ 意思疎通支援事業（必須事業）

手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣については、一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会に委託しています。派遣依頼があった場合には今後も連携して対応し、意思疎通支援の充実に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業（必須事業）

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

事業項目	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障がいのある子どもが訓練に用いるいす等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

⑧ 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

合理的配慮及び聴覚障がいのある人のコミュニケーション支援体制の拡充に向けて、引き続き手話サークルとの連携を図るとともに、必要に応じた奉仕員養成の検討を進めます。

⑨ 移動支援事業（必須事業）

移動支援事業については、障がい特性やニーズの拡大に対応していくうえで、供給体制が不安定にならないよう、サービス提供事業所と連携しながら、障がいのある人の社会参加を促進します。

⑩ 地域活動支援センター（必須事業）

障がいのある人の日中の居場所づくりを促進し、障がい特性やニーズの拡大に対応できるよう、実施主体となる社会福祉法人と連携し、本人の障がい特性にきめ細かい配慮をしながら丁寧な相談対応を行い、社会復帰に向けた支援を推進します。

⑪ 訪問入浴サービス事業（任意事業）

自宅で入浴することが困難な常時寝たきりの身体障がいのある人（子ども）、難病の方に対し、訪問入浴できるよう支援する事業であり、重度の障がいのある方へサービスが提供されています。今後も利用希望者の把握と適切なサービス提供に努めます。

⑫ 日中一時支援事業（任意事業）

日中一時支援は、障がいのある人（子ども）等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業であり、介護者への支援としても重要となっています。

今後も緊急時の支援や介護者の負担軽減につながるよう、サービス提供事業所と調整を図りながら、利用促進に努めます。

⑬ 地域移行のための安心生活支援（任意事業）

障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）やコーディネート事業といった、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備し、運営します。令和元年度より富谷市・黒川地域自立支援協議会にて、緊急時支援体制整備事業を実施しており、主たる介護者の不在時に緊急的に事業所が受け入れを行える体制を整備しています。

⑭ 巡回支援専門員整備事業（任意事業）

巡回支援専門員（公認心理師等）が幼稚園・保育所等を巡回し、専門的な助言や情報提供を行い、障がいの早期の発見・対応ができる体制を整備し、適切な支援につながるよう、関係機関との連絡調整等も行っていきます。令和元年度より開始した事業であり、町内の保育施設（幼稚園や保育所等）のニーズを把握しながら、保育施設等の職員とも連携し、事業を推進していきます。

⑮ 自動車運転免許取得費補助金交付事業・改造費補助金交付事業（任意事業）

障がいのある人の外出や社会参加の拡大につながるよう支援を継続して行います。

第4章 障がい児福祉計画

1 障がい児福祉計画について

平成28年（2016）に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度（2018）から市町村及び都道府県に障がい児福祉計画の作成が義務づけられました。

障がい児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量、見込み量を確保するための方策を定めます。

令和2年（2020）5月19日に、厚生労働省から出された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、第2期障がい児福祉計画の策定に当たって市町村が留意すべき事項は以下のとおりです。

（1）障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

- ①児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包含（インクルージョン）を推進。
- ②障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする、入所児童の18歳以降の支援のあり方について必要な協議が行われる体制整備を図ることが必要。
- ③保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、以下を記載。
 - ・障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討。
 - ・難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保等が必要。
- ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、以下を記載。
 - ・重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要がある、その際、管内の支援体制の現状を把握することが必要。
 - ・重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家庭のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある旨。
 - ・医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる具体的な役割。（入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等）

（2）障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定（基本的な考え方）

①障害児支援の提供体制の整備等

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置。
- ・令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。

- ・令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保。
- ・令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置。

2 第2期計画における成果目標の設定

国の基本指針に基づき、計画の最終年度である令和5年度（2023）を目標年度とした成果目標として、次のとおり障がい児支援の提供体制の充実を図ります。

(1) 児童発達支援センターの設置

令和5年度末（2023）までに、本町または圏域内に児童発達支援センターを1か所設置することとなっています。令和2年度（2020）現在、富谷市・黒川圏域内で児童発達支援センター（事業所1か所）が設置されており、引き続き、センターを中心とした支援体制の充実を図ります。

図表 児童発達支援センターの設置

項 目	数 値	国の指針による考え方
児童発達支援センターの設置	富谷市・黒川圏域で1か所設置済み	令和5年度（2023）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。 （市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない）

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

令和5年度末（2023）までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっています。令和2年度（2020）現在、富谷市・黒川圏域内に事業所が1か所あり、保育所等訪問支援を利用できる体制となっています。

今後も引き続き、町内事業所及び富谷市・黒川地域内事業所等と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制を構築します。

図表 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項 目	数 値	国の指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	富谷市・黒川圏域で整備済み	令和5年度（2023）末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

令和5年度末（2023）までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することとなっています。令和2年度（2020）現在、町内に事業所が1か所設置されており、引き続き富谷市・黒川圏域内事業所等と連携を図りながら、継続して支援を利用できる体制を構築していきます。

図表 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

項 目	数 値	国の指針による考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所設置済み	令和5年度（2023）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない）

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

令和5年度末（2023）までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

富谷市・黒川地域自立支援協議会の全体会議を協議の場として設定しており、今後の取り組みについて検討を進めていきます。

図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置

項 目	数 値	国の指針による考え方
医療的ケア児に対する協議の場の設置	富谷市・黒川圏域で設置済み	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度（2023）末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。（市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない）
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	

3 障害児通所支援等の見込み量及び確保の方策

第2期計画期間（令和3年度（2021）～令和5年度（2023））のサービス見込み量の算定に当たっては、第1期計画期間（平成30年度（2018）～令和2年度（2020））のサービス利用状況を踏まえて設定します。

(1) 障害児通所支援

① 放課後等デイサービス

[サービス概要]

事業名	内 容
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	就学している障がいのある子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

[第1期の利用状況]

- 令和元年度（2019）から令和2年度（2020）にかけて減少しましたが、近年、利用人数、利用日数ともに増加傾向であり、計画値を上回る推移となっています。

項 目		単 位	第 1 期			第 2 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	64	71	69	72	75	78
	第 1 期計画値		44	46	48			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	903	989	949	1,008	1,050	1,092
	第 1 期計画値		653	693	737			
平均利用日数（日/人）			14.1	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0

[第2期見込み量の設定]

- 利用人数については、第1期計画の推移及び現在の利用状況を踏まえ、各年度3人の増を見込みます。
- 利用日数については、1人当たりの平均利用日数14.0日と想定します。

[見込み量確保の方策]

- 放課後等デイサービスについては、可能な限り身近な地域で利用できるよう、利用ニーズの把握に努め、計画期間の見込み量を確保できる提供基盤の整備に向けて、富谷市・黒川圏域内の市町村をはじめ、広域との調整を図り、引き続きサービス提供体制を確保します。

② 児童発達支援

[サービス概要]

事業名	内 容
児 童 発 達 支 援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型発達支援	障がいのある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのある子ども等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

[第1期の利用状況]

- 児童発達支援については、利用人数は横ばいで推移しており、計画値を下回っています。
- 医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援については、現在利用者がいない状況ですが、今後の提供体制について、検討していく必要があります。

項 目		単 位	第 1 期			第 2 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
児 童 発 達 支 援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	25	24	22	23	24	25
	第1 期計画値		31	33	35			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	200	224	201	219	228	238
	第1 期計画値		354	366	379			
平均利用日数（日/人）			8.0	9.5	9.1	9.5	9.5	9.5
医 療 型 発 達 支 援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	第1 期計画値		0	0	0			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0
	第1 期計画値		0	0	0			
平均利用日数（日/人）			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	1	1	0	0	0	0
	第1 期計画値		0	0	0			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	1	1	0	0	0	0
	第1 期計画値		0	0	0			
平均利用日数（日/人）			1.0	1.0	0	0.0	0.0	0.0

〔 第 2 期見込み量の設定 〕

（児童発達支援）

- 利用人数については、第 1 期計画の推移及び現在の利用状況を踏まえ、各年度 1 人の増を見込みます。
- 利用日数については、令和元年度（2019）と同じ 1 人当たりの平均利用日数 9.5 日/人を設定します。

（医療型発達支援・居宅訪問型児童発達支援）

- 医療型発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、計画期間における利用を見込んでいませんが、新たな利用希望者等が生じた場合に備え、提供基盤の確保に努めます。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 児童発達支援については、発達障がいのある子どもの増加が見込まれるため、身近な地域で早い段階での支援ができるよう、サービスの質・量の確保に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、比較的新しいサービスにつき、適正な運用が図られるよう、富谷市・黒川圏域市町村との広域的な調整を図ります。

③ 保育所等訪問支援

〔 サービス概要 〕

事 業 名	内 容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

〔 第 1 期の利用状況〕

- 利用人数は 2～4 人となっており、概ね計画値どおりの推移となっています。

項 目		単 位	第 1 期			第 2 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
保育所等訪問支援	実績・見込み	利用人数 (実人/月)	3	2	4	3	3	3
	第 1 期計画値		3	3	4			
	実績・見込み	利用日数 (人日分/月)	3	2	5	3	3	3
	第 1 期計画値		3	3	4			
平均利用日数（日/人）			1.0	1.0	1.25	1.0	1.0	1.0

〔 第 2 期見込み量の設定 〕

- 利用人数についてはこれまでの実績から、各年度 3 人の利用を見込みます。
- 利用日数については、1 人当たりの平均利用日数（1.0 日/人）を乗じて算定します。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 障がいのある子どもを、地域で安心して育てられる環境づくりに向けて、関係機関との連絡調整を図り、サービス提供に努めます。

(2) 障害児相談支援

〔 サービス概要 〕

事業名	内 容
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

〔 第 1 期の利用状況 〕

- 計画相談支援についてはすべてのサービス利用者のサービス利用計画が作成されています。サービスのニーズの高まりに伴い、計画相談についても増加が見込まれます。

項 目		単 位	第 1 期			第 2 期		
			平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
障害児相談支援	実績・見込み	利用人数 (実人/年)	102	109	114	119	124	129
	第 1 期計画値		93	98	103			

〔 第 2 期見込み量の設定 〕

- 各年度の計画相談支援の支給決定者数を基に数値を設定します。これまでサービス利用の増加に伴い、計画相談の件数も増加しており、今後も増加することが見込まれます。サービス利用の増加を見込んで、各年度 5 人増加することを見込みます。

〔 見込み量確保の方策 〕

- 引き続き、可能な限りサービス利用者に対して、障害児支援利用計画が作成されるよう調整を図るため、相談支援事業所等と連携し、サービス利用基盤を確保していきます。年々増加する相談業務に富谷市・黒川圏域の相談支援事業所だけでは対応が難しくなっている状況であることから、セルフプランでの対応や基本相談支援の活用も視野に入れ、本当に相談支援を必要としている方が利用しやすい環境を整えていきます。

第5章 本計画の推進に当たって

大和町障がい者基本計画において掲げている「だれもが自分らしく生き、共生するまち大和」の実現に向けて、住民・地域との協働、また、関係機関及びサービス提供事業所等との連携により、計画を推進します。さらに、社会情勢や生活環境の変化といった、様々な要因に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

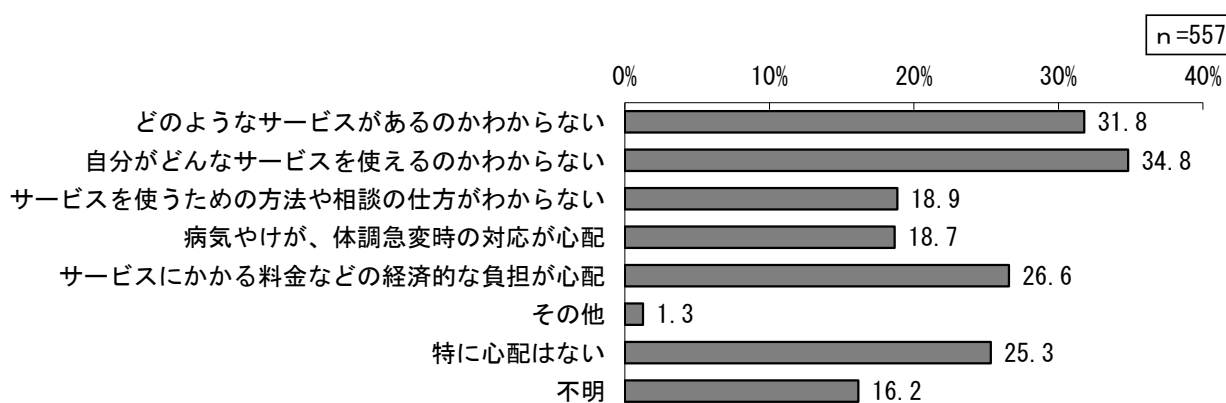
また、今回の計画策定の基礎資料として、障がいのある方を対象にアンケート調査を行い、大変貴重なご意見を頂戴することができました。

本計画の推進に当たり、皆様からいただいたご意見を参考にし、今後の障がい福祉の充実や改善に活かしていきます。

(1) 支援に関する情報の周知と行政職員の資質向上

アンケート調査結果において、サービス利用に当たっての心配事として「自分がどんなサービスを使えるかわからない」「どのようなサービスがあるかわからない」という回答が多くみられました。また、自由意見からは「情報が入ってこない」「障害福祉サービスの内容がよくわからない」という意見、町職員の理解不足、窓口対応の配慮不足に関する意見もみられます。

図表 サービスを利用するときの心配事（アンケート調査より）



これらの課題への対応として、障がい者の方が適切な支援につながるよう、サービスや相談窓口に関する情報が当事者の方々に届くよう周知の強化、周知方法の検討を行っていきます。さらに当事者間で相談や情報交換ができる場の充実、周知方法について、関係機関とも連携し検討を進めていきます。

また、多様な福祉ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、「障がいを理由とする差別の解消の推進に対する職員対応要領」に基づく合理的配慮の実施とともに、各種研修を実施し、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上、対応の質や相談の把握力の向上に努めます。

(2) 計画の推進体制の確立

本計画の推進に当たっては、健康支援課が中心となり、関係各部署と随時連携を図りながら、各施策の進捗状況の定期的な把握を図ります。

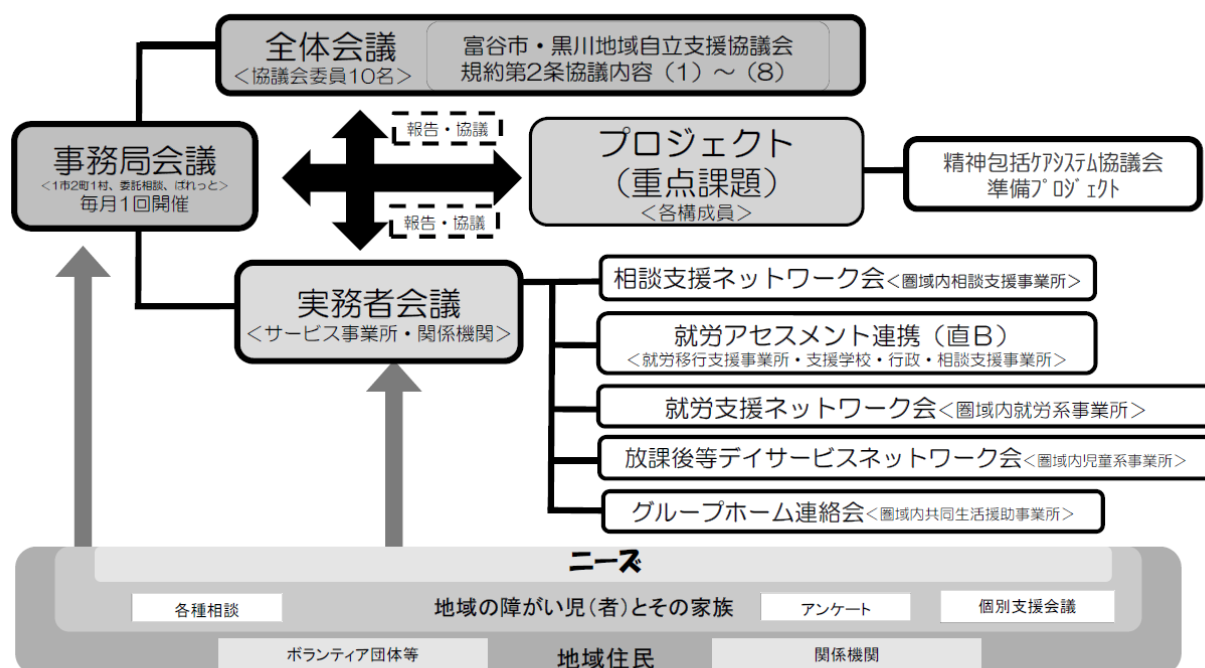
また、障がい者代表や、指定特定相談支援事業者、サービス提供事業所などの保健・医療・福祉関係者、関係各課の担当者などで構成される「富谷市・黒川地域自立支援協議会」において、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を中心に幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。

さらに、計画策定に当たって、障がい者代表や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等で構成される「大和町障害者福祉計画推進協議会」にて、同計画の全体的な実施状況の点検と課題整理を行っていきます。

広域的な連携を行う「富谷市・黒川地域自立支援協議会」では、個別支援会議等の中で明らかにされた地域課題や今後黒川地域で求められる取り組みなどについて必要な情報の提供や共有を行うほか、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、地域生活支援拠点等整備や障がい児支援の提供体制の整備等、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築に向けて対応を進めています。

今後も、地域自立支援協議会を中心として、障がいのある人の地域生活を支える切れ目のない支援の構築に向けて、協議会の活性化を図るとともに、活動内容の周知に努めます。

図表 富谷市・黒川地域自立支援協議会の構成

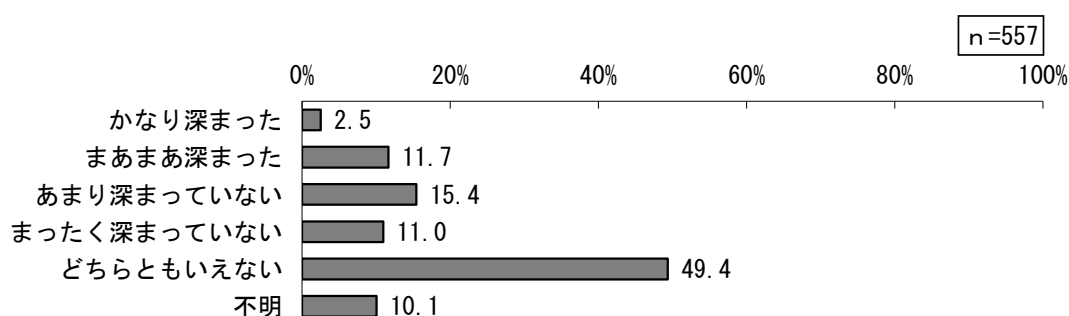


(3) 住民や関係団体等との連携（共生社会の形成、「我が事・丸ごと」の地域づくり）

アンケート調査では、障がいに対する地域住民の理解の浸透状況として、「かなり深まった」と「まあまあ深まった」の割合は、合計でも14.2%にとどまり、「どちらともいえない」が半数を占めています。

障がいのある人の地域生活を支援するためには、地域の理解、協力が必要不可欠であるため、関係団体等とも連携を図り、地域における支え合いや障がいへの理解を深めるため、広報・啓発を図ります。

図表 障がいに対する地域住民の理解の浸透（アンケート調査より）



また、身近な行政による包括的な相談支援体制の整備と、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて、国からは「我が事・丸ごと」の地域づくりとして示されています。本計画の推進に当たっては、町及び関係機関等による包括的な相談体制や住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりについて、引き続き検討を進めます。

(4) 圏域単位での連携・基盤整備

サービス提供事業所等の整備については、県と市町村が連携して進めていく必要があります。

宮城障害者プランにおいて、本町は仙台圏域として構成している市町村に位置づけられており、入所（入院）・通所・居宅など、令和5年度（2023）までに必要となるサービス提供基盤全体の整備の方向が見通せるものを設定し、必要となる事業所にかかる整備計画を策定することなどの規定を盛り込むこととしています。

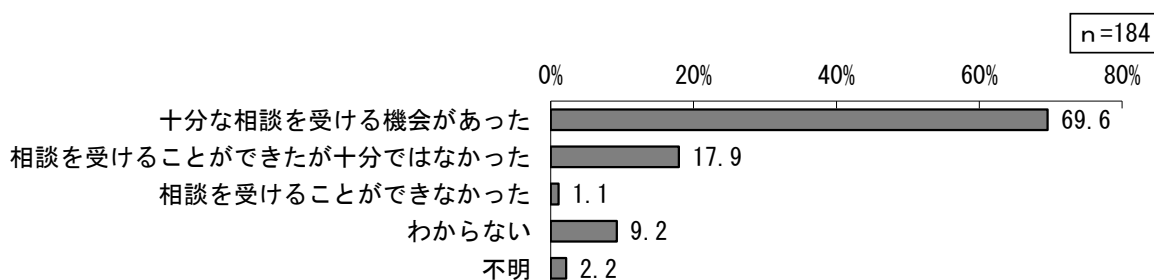
そのため、サービス利用実績及び基盤整備状況の検証や今後の方策などの検討を行い、引き続き、県と仙台圏域内の市町村が連携して安定したサービス提供に努めていきます。

(5) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

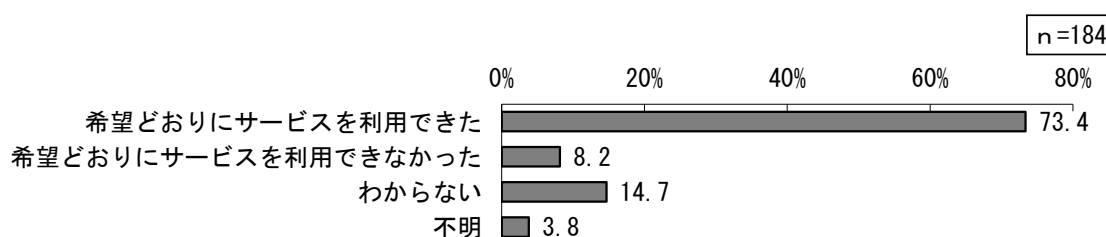
サービス提供に関しては、障がいのある人やその家族の状況を踏まえ、十分な説明のもとに実施する必要があります。

アンケート調査によると、現在サービスを利用している回答者（184人）のうち、「十分な相談を受ける機会があった」は7割程度となっています。なお、希望どおりにサービスを利用できた回答者は7割を超えているものの、「希望どおりにサービスを利用できなかった」も8.2%みられ、今後はより多くの利用者にサービスの内容の説明、希望に即したサービス提供を進めていく必要があります。

図表 サービスを利用するときの説明を受ける機会（アンケート調査より）



図表 希望どおりのサービス利用（アンケート調査より）



これらのサービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービスの担い手となるサービス提供事業所と連携し、必要なニーズの把握とともに、必要なサービス提供等に対応した供給体制を確保します。

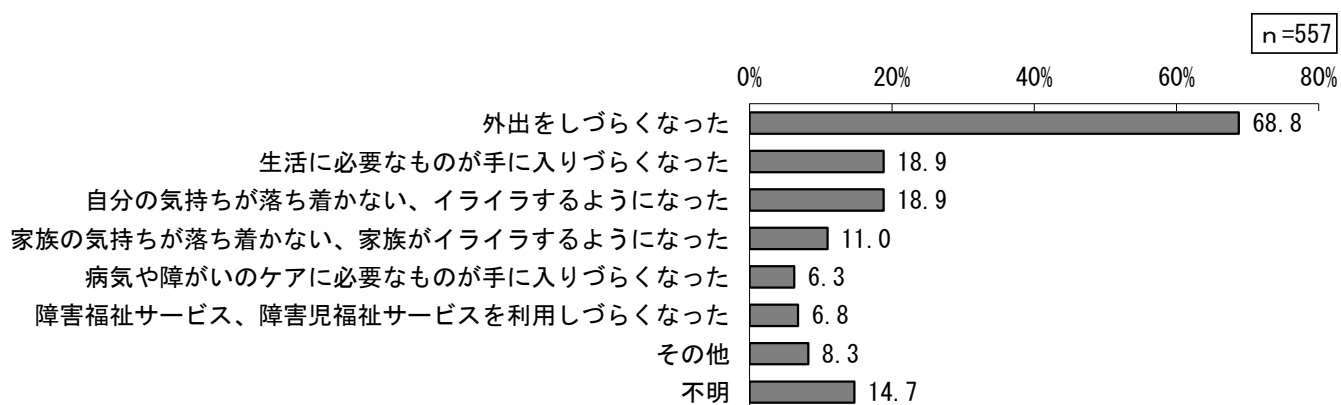
また、サービス提供事業所に対しては、法制度の順守とサービスの適正な運用に向けて、実施指導等を行うほか、地域自立支援協議会等での研修会を通じて指導を図ります。

さらには慢性的な人材不足に対応できるよう、従事者の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する住民への情報提供を図るとともに、町内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や、従事者同士の積極的な情報交換・共有の促進に努めます。

(6) 感染症流行時の生活支援、サービス提供体制の検討

アンケート調査によると、令和2年から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症により、「外出をしづらくなった」や「生活に必要なものが手に入りづらくなった」など、日常生活に影響が出ています。また、少数意見ですが「病気や障がいのケアに必要なものが手に入りづらくなった」や「障害福祉サービス、障害児福祉サービスを利用しづらくなった」の回答もみられます。

図表 「新型コロナウイルス」による生活やサービス利用への影響（アンケート調査より）



今後は、新型コロナウイルスを含め感染症の流行時の生活維持や物資の確保、サービスの提供など、障がい者の生活やサービス利用の維持に向けて、流行把握時の連絡・情報共有体制や事前の物資の確保・備蓄、サービス提供実施・停止の判断など、最新の研究情報や国の動向を把握しながら、順次検討していきます。

資 料 編

資料 1 策定経過

年 月 日	会 議 等	内 容
令和2年 7月20日～8月7日	アンケート調査の実施	・障がいのある方を対象にアンケート調査の実施 配布数 1,237 票 回収数 557 票 回収率 45.02%
令和2年12月22日	令和2年度 第1回 大和町障害者福祉計画 推進協議会	・第6期障がい福祉計画・第2期障がい 児福祉計画について
令和3年 1月8日～1月29日	パブリックコメント	・意見提出 0件
令和3年2月8日	令和2年度 第2回富谷市・黒川地域自立支 援協議会 全体会	・第6期障がい福祉計画・第2期障がい 児福祉計画について
令和3年2月22日	令和2年度 第2回 大和町障害者福祉計画 推進協議会	・第6期障がい福祉計画・第2期障がい 児福祉計画について
令和3年3月8日	宮城県へ照会	・障害福祉計画及び障害児計画策定に係 る意見聴取の回答

資料 2 大和町障害者福祉計画推進協議会設置要綱

大和町障害者福祉計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)の規定に基づき、大和町障害者福祉計画(以下「計画」という。)を確実に推進していくため、計画の進捗状況を管理し、必要とすべき措置についての意見を聞き、もって計画の総合的な推進に資するため、大和町障害者福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者及び各種団体に所属する者
- (2) 保健・医療・福祉に関係する団体の役員又は職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の委員又は職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要であると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

資料 3 大和町障害者福祉計画推進協議会委員名簿

NO	構成区分	氏 名	所属機関等（施設名）	備 考
1	障害者・各種団体の代表	堀 田 多美夫	大和町身体障害者福祉協会	
2	〃	上 田 美 香	大和町手をつなぐ育成会 児童部会	副会長
3	〃	小野田 豊	NPO 法人黒川こころの応援団	
4	〃	三 橋 郁 子	たんぽぽ保護者会	会長
5	〃	白 石 智 章	一般社団法人 宮城県聴覚障害者協会	
6	〃	渡 邊 智	ピアカウンセリンググループ	
7	〃	菅 井 きみゑ	宮城県重症心身障害児（者）を守る会	
8	保健・医療・福祉関係者	米 倉 三 男	特定非営利活動法人 ふれあい	
9	〃	西 村 真 希	仙台北地域福祉サービスセンター 地域支援センターぱれっと	
10	〃	赤 間 弘 治	公立黒川病院	
11	学識経験者	今 野 由 美	宮城県立利府支援学校教諭 (地域支援コーディネーター)	
12	〃	眞 山 めぐみ	大和町社会福祉協議会	
13	〃	八 畝 政 男	大和町民生委員児童委員協議会	
14	行政関係者	幕 田 豊	宮城県仙台保健福祉事務所	
15	〃	馬 場 正 充	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援 機構宮城支部宮城障害者職業センター	

資料4 用語解説

用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

●医療的ケア児

病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていくうえで必要な医療的援助を必要とする子どものこと。

か行

●共生社会

障がい者をはじめ、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった人々が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

そのために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会の形成を目指すもの。

●協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動すること。本計画では、住民と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して地域の公共的な課題の解決に取り組むパートナーシップのあり方を表現する概念として用いる。

●高次脳機能障がい

交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障がいを抱え生活に支障を来すことを指す。

高次脳機能障がいは、精神・心理面での障がいを中心となるため、外見上は障がいが目立たず誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会の中で孤立したり、社会復帰が困難な状況におかれるケースもみられる。

●合理的配慮

障がいの有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。

平成28年（2016）4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、行政機関や事業所には、障がい者に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるよう改正された。

さ行

●市町村障害児福祉計画（障がい児福祉計画）

児童福祉法第33条の20の規定に基づき、市町村が策定する計画で、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、策定する計画。

●市町村障害福祉計画（障がい福祉計画）

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、市町村の実情を勘案して作成されなければならないとされているもので、障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画。

●児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

●手話通訳者

音声言語・手話間、または異なる手話間を変換して通訳する人のこと。

●障害者基本法

障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

●障害者総合支援法

障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者（児）が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年（2013）4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正された。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法第15条に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分されている。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第45条に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分されている。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、様々な手続きや契約を行うときに、法律面や生活面の支援を行い、本人の権利や財産を守るための制度。

制度には家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ任意後見の2つの制度がある。

た行

●地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉える人やもの等の総称。ここでは障がい福祉を推進していくうえで、活用可能な地域に存在する人や事業所、団体等の取り組みなど。

●地域自立支援協議会

障がい者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。本町では富谷市・黒川地域の市町村とともに、富谷市・黒川地域自立支援協議会を設置している。

地域自立支援協議会の主な役割としては、障がい福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がい者一人ひとりの具体的な支援策を検討する等、課題の解決や保健等サービス提供機関に対するサービス提供の調整を図る。

●特別支援学校

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19（2007）年4月施行）」により、学校種が「特別支援学校」に変更された。

な行

●難病等

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる。

このうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。

●日常生活自立支援事業（まもりーぶ）

判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理などを行う制度。

は行

●発達障がい

人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態。発達障害支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどを挙げている。

●ピアサポート

同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取り組み。

●ペアレントトレーニング

保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進等を目指す、家族支援アプローチのひとつ。

●ペアレントプログラム

ペアレントトレーニングに参加する前にできていることが望ましい「行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している母親の仲間を見つける」の3つの行動を学ぶもの。

●ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者。メンターは、同じような発達障害のある子どもを持つ保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

ま行

●モニタリング

ケアマネジメントの一過程。サービス利用計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、事業所の活動と利用者の生活を見守ること。

ら行

●療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

●療育手帳

知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。

●レスパイト

介護から離れられずにいる家族（主に母親）を、一時的に、一定の期間、障がい児（者）の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のこと。

宮城県 大和町

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
(令和3年度～5年度)

令和3年3月 発行

発行者 大和町 健康支援課

〒981-3680

宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

電話 022-345-4857 (代表) FAX 022-345-7240 (代表)

ホームページ <https://www.town.taiwa.miyagi.jp>

